

法的脳死判定・脳死下臓器提供のための転院搬送チェックリスト

ver.1.0 2025/05/01

患者状態

- 法に規定する脳死判定を行ったとしたならば、脳死であることが疑われる

- [1]深昏睡

- [2]脳幹反射の消失

平坦脳波の確認は必須としない

- 脳死とされる状態の前提条件を満たす

- [1] 器質的脳障害の原疾患が診断されていること

- [2] 原疾患に対して行いうる治療を行っても回復の可能性がないと判断されること

- 脳死下臓器提供の対象外でない

対象外:

- [1]臓器を提供しない意思表示をしている

- [2]18歳未満の場合、介入中あるいは通告を要する虐待がある

- 臓器提供の医学的禁忌でない

禁忌:

- [1]全身性の活動性感染症

- [2]HIV抗体, HTLV-1抗体, HBs抗原, HCV抗体等陽性

- [3]新型コロナウイルス感染症

- [4]クロイツフェルト・ヤコブ病およびその疑い

- [5]悪性腫瘍

- 転院搬送が可能な全身状態である

- [1]呼吸:人工呼吸下における移動が可能である

- [2]循環:著しい血圧の変動、および大量の昇圧薬投与を必要としない

患者と家族

- 本人と家族、あるいは家族による臓器提供の意思が明確である

施設

- 何らかの事情をもって法的脳死判定・脳死下臓器提供ができない — 6類型施設／非6類型施設を問わない

家族による同意

- 脳死臓器提供等についての書面による同意がある

- 現在行いうる全ての適切な医療をもってしても回復の可能性がないと判断されること

- 搬送方法および搬送に伴う危険性

- 患者病態により搬送が中止となりうこと

- 転院先病院医師に主治医が変更となること

- 患者病態により転院搬送後臓器提供に至らない、あるいは心停止下臓器提供となる場合があること

- 臓器提供に至らない場合、搬送元病院への再転院も検討しうること

搬送体制

- 『現在行いうる全ての適切な医療をもってしても回復の可能性がないと判断されること』に関する搬送元病院と搬送先病院医療チームに共通認識がある

- 医師を含む重症患者搬送チームが同乗する手段を確保している